

令和 7 年度

手賀沼農地防災事業
小森揚水機場補足設計業務

特 別 仕 様 書
(当 初)

関東農政局
手賀沼農地防災事業所

第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条 (目 的) 第1-2条 (場 所) 第1-3条 (土地の立入り等) 第1-4条 (低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条	手賀沼農地防災事業 小森揚水機場補足設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 本業務は、手賀沼農地防災事業の工事实施に利用するため、小森揚水機場のポンプ場及び除塵設備等の補足設計を行うものである。 本業務において対象とする小森揚水機場の建設予定地は、千葉県白井市平塚地内で、別添業務位置図に示すとおりである。 準備作業の現地調査に必要な土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるものとする。 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2) 関東農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ① 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある ② 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない
---	---

<

			農業農村工学
	博士	農学、工学	
	農業土木技術管理士		
	シビルコンサルティングマネージャー	鋼構造及びコンクリート	
		農業土木	
(照査技術者) 第 1－9 条	農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木）、技術士（農業－農業農村工学）及び博士（農学）、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、ポンプ設備、水門設備、除塵設備のいずれかの実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。		
	1 照査技術者は共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。		
	資 格	技術部門	選択科目
	技術士	総合技術監理	機械－機械設計等
			建設－鋼構造及びコンクリート
			農業－農業土木
			農業－農業農村工学
		機械	機械設計等
		建設	鋼構造及びコンクリート
		農業	農業土木、農業農村工学
	博士	農学、工学	
	農業土木技術管理士		
	シビルコンサルティングマネージャー	鋼構造及びコンクリート	
		農業土木	
(担当技術者) 第 1－10 条 (配置技術者の確認) 第 1－11 条 (保険加入) 第 1－12 条 (技術員等の配置) 第 1－13 条	2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。		
	3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。		
	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものである。		
	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。		
	(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務計画を変更する際も同様とする。		
	(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置づけられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。		
	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。		
	本業務は、現場技術業務の実施要領等について（平成 14 年 2 月 6 日付け 13		

第 2 章 作業条件
(適用する図書)
第 2-1 条

農振第 2788 号農林水産省農村振興局長通知) 別紙 現場技術業務実施要領に基づく業務において調整等の対象とする業務である。

配置する技術員等の氏名等については、別に通知する。

設計の基本的事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「ポンプ場」	(公社) 農業農村工学会	平成 30 年 5 月
2	鋼構造物計画設計技術指針「小形水門扉編」利用の手引き	(社) 農業土木事業協会	平成 22 年 3 月
3	鋼構造物計画設計技術指針 (水門扉編)	(社) 農業土木事業協会	平成 21 年 3 月
4	電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)	農林水産省 HP	令和元年 9 月
5	鋼構造物計画設計技術指針 (除塵設備編)	(社) 農業土木機械化協会	平成 27 年 3 月
6	電気設備指針 -需要設備編-	千葉県総務部 管財課	平成 24 年 3 月

(設計条件)
第2-2条

設計作業における設計条件は次のとおりである。

1 設計基本条件 (ポンプ場)

- (1) 計画吸水水位 : YP+0.90m
 (2) 計画吐水位 : YP+28.60m
 (3) 計画実揚程 (計画吐水位－計画吸水水位) : YP+27.70m
 (4) 計画最大揚水量 : 1.280m³/s
 (5) ポンプ形式・口径・台数

用途	形式	口径	台数	吐出量	原動機
揚水用	横軸渦卷型	φ 600 mm	2 台	0.638 m ³ / s /台	電動機 250kw

2 設計基本條件（建屋）

- (1) 建築面積 : 275 m²
(2) 建物構造 : RC 造
ポンプ室、電気室、操作室

3 設計基本條件（除塵設備）

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1) 形式 | : ネット式、デュアルフロー式 |
| (2) 数量 | : 1 基 |
| (3) 水路幅 | : 7.0m (ステンレス金網の場合※) |
| (4) 水路高 | : 5.15m (ステンレス金網の場合※) |
| (5) 流量 | : 1.280m ³ /s |
| (6) 操作方式 | : 機側・遠隔 |
| (7) 設備構成 | : 除塵機、コンベヤ、角落し |

※除塵設備の設計条件は、ネット形除塵機（ステンレス金網）としているが、これをネット形除塵機（樹脂製パネル）に変更する。

(参考図書)
第2-3条

設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表による

(貸与資料)
第 2 - 4 条

ものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	土木構造物標準設計	国土交通省	平成 12 年 9 月
2	鉄筋コンクリート構造 計算規準・同解説	(社) 日本建築学会	平成 30 年 12 月
3	鉄筋コンクリート構造 計算規準・同解説	(社) 日本建築学会	平成 30 年 12 月
4	鋼構造許容応力度設計 規準	(社) 日本建築学会	令和元年 11 月
5	建築基礎構造設計指針	(社) 日本建築学会	令和元年 11 月
6	解説・工作物設置許可基 準	(財) 国土技術研究セ ンター	平成 10 年 11 月
7	最新ポンプ設備工学ハ ンドブック	(社) 農業土木事業協 会	平成 19 年 8 月
8	配電盤・制御盤の耐震設 計指針 (JEM-TR144)	(社) 日本電機工業会	平成 29 年 3 月
9	建築設備耐震設計・施工 指針	(社) 日本建築センタ ー	平成 26 年 9 月
1 0	建築電気設備の耐震設 計・施工マニュアル	(社) 日本電設工業会 (社) 電気設備学会	平成 28 年 1 月
1 1	除塵設備設計指針	(社) 電力土木技術協 会	平成 24 年 8 月

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

分類	貸 与 資 料	数量
業務報告書	令和 4 年度 手賀沼農地防災事業 小森揚水機場実施設計業務	1 式
〃	令和 6 年度 手賀沼農地防災事業 泉揚水機場地質調査業務	1 式
〃	令和 4 年度 手賀沼農地防災事業 小森揚水機場ポンプ設備等実施設計業務	1 式
設計指針	電気設備指針 -需要設備編-	1 式

(適用する図書及び
貸与資料の取扱い)
第 2 - 5 条

第 2 - 1 条、第 2 - 4 条に示す適用する図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 貸与資料は本業務に支障ない範囲の時期に貸与するものとし、監督職員の請求があった場合の他、完了検査時に一括返納しなければならない。

(3) 第 2 - 4 条に示す資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。

第3章 業務内容
(作業項目及び数量等)
第3-1条

(設計作業の留意点)
第3-2条

(業務の成果品質確保対策)
第3-3条

本業務における作業項目及び数量等は、次の作業項目表のとおりである。
なお、詳細は別紙1 作業項目内訳表（該当項目）に○印で示すものとする。
作業項目表

作業項目	数量	備考
ポンプ場 補足設計	1箇所	
除塵設備 補足設計	1箇所	

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。
(1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
(3) 第2-1条、第2-4条及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
(4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
(5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

- ・ 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。
- ・ 新技術情報システム（NETIS）は
<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。

(6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。
なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

- ・ 「工事工種の体系化」は
http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。

(7) 新農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月）において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進することとしており、建築物の設計においてはこれを留意するものとする。

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水

(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3－4条	省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。 (1) 業務確認会議 業務着手時に、受発注者間で、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 ① 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 (ア)設計条件・前提条件 (イ)業務計画の妥当性 (ウ)スケジュール (エ)設計変更内容 (オ)その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等 ② 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。 (2) 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、担当課長、主任監督職員（主催）、監督職員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地調査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。 (3) 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。 (4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。 (5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使
--	---

別紙1

作業項目内訳表 [ポンプ場 補足設計]

ネット式除塵機のステンレス金網から樹脂製パネルへの形式変更に伴う吸水槽及び沈砂池の寸法変更に係る実施設計並びに令和6年度に実施したボーリング調査結果に基づく、仮締切堤の安定計算を行う。

作 業 項 目	作 業 内 容	作業実施欄
1 準備作業		
1-1 現地調査	機場予定地点及びその周辺の地形、地質、現況諸施設について、実施設計のために必要な現地調査を行う。	○
1-2 資料の検討	実施設計のための貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。	○
2 機場工の設計		
2-1 吸水槽	安定構造、配筋計算を行う。 (補足説明) 基礎は杭基礎を想定しており、機場外の取水設備、送水設備、水路を含まない。ポンプ、ゲート等の機器設備設計は含まない。 除塵機の形式変更に伴う各寸法変更に係る設計を行う。	○
2-2 沈砂池	基礎工、安定構造計算、配筋計算を行う。 (補足説明) 除塵機の形式変更に伴う各寸法変更に係る設計を行う。	○
2-3 設計図作成・数量計算	一般構造図、構造詳細図、配筋図を作成し、詳細数量計算を行う。 (補足説明) 除塵機の形式変更に伴う各寸法変更に係る設計を行う。	○
3 仮締切堤設計(取水口部)	安定構造計算を行う。 (補足説明) 令和 6 年度に実施したボーリング調査結果に基づき安定計算を行う。	○
4 山留工設計	安定構造計算、構造図作成、数量計算を行う。 (補足説明) 吸水槽及び沈砂池の各寸法変更に係る設計を行う。	○
5 既設吐水槽の流入管、余水吐管の検討	末端用水路未改修に伴う用水運用暫定期間の既設吐水槽又は水路へ接続する際の減圧設備の検討及び余水吐き管の検討を行う。構造図作成、数量計算を行う。	○
6 概算工事費積算	主要工種の単価表を作成し、概算工事費を算定する。	○
7 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
8 点検取りまとめ	各設計項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

別紙1

作業項目内訳表 [除塵設備 補足設計]

ネット形除塵機の形式をステンレス金網から樹脂製パネルに変更する実施設計

作 業 項 目	作 業 内 容	作業実施欄
1 設計計画	準備作業(資料収集等) 作業計画	○
2 基本事項	除塵機形式の検討決定(ステンレス製金網から樹脂製パネルに変更)	○
3 詳細事項	操作制御方式の検討決定(水位差運転の検討、電気設備、 操作概要) 付属設備の仕様・配置の決定(樹脂パネル洗浄装置)	○
4 設計計算	設計計算書 材質・部材の検討決定 装置・諸元の検討決定 機器配置の検討決定 施工計画 特別仕様書(案)の作成	○
5 設計図	一般構造図(全体、部分配置図) 電気設備図(単線結線図) 仮設図	○
6 材料計算	主要部材数量表(内訳表・集計表) 機器数量表(規格・容量・重量)	○
7 照査	照査	○
8 概算工事費	概算工事費の算出	○